

会議議事録

会議名	2025（令和7）年度 第2回栗東市人権擁護審議会
開催日時	2026（令和8）年2月17日（木曜日） 10時00分～11時45分
開催場所	栗東市役所 談話室
事務局等	市民部長 的場 紀雄、人権擁護課長 橋本 三左 人権擁護課：井上係長、山下係長、齊藤主査
出席委員 (7名)	富永会長、平田副会長、田中委員、山中委員、田所委員、澤委員、 田代委員
会議内容	協議事項等 (1)会長・副会長等の選出について (2) 2025（令和7）年度栗東市人権擁護計画実施計画取組状況について (3) 「人権問題に関する市民意識調査」の結果報告について
配布資料	① 次第 ② 施策体系一覧・評価一覧 ……資料1 ③ 分野別・各課回答 2025（令和7）年度 ……資料2 ④ ご意見・ご質問（集約版）
傍聴者	0人（なし）
審議等内容	別紙のとおり

1. 開会

- ・事務局より開会のあいさつ
- ・審議会成立の報告

2. あいさつ

- ・上山副市長あいさつ
- ・新任委員紹介ならびに委嘱状交付

1. 開会

- ・事務局より開会のあいさつ
- ・審議会成立の報告

2. あいさつ

- ・副市長あいさつ
- ・新任委員紹介ならびに委嘱状交付

3. 協議事項等

～資料の確認～

- ① 次第
- ② 委員名簿
- ③ 施策体系一覧・評価一覧 2025（令和7）年度 資料1
- ④ 分野別・各課回答 2025（令和7）年度 資料2
- ⑤ 意見・質問一覧
- ⑥ 市民意識調査票

（会長）

2025（令和7）年度栗東市人権擁護計画実施計画取組状況につきまして事務局より、説明をお願いします。ご質問やご意見については、事務局からの説明後、お聞きしていきたいと思っております。

（人権擁護課）

2025（令和7）年度栗東市人権擁護計画実施計画取組み状況説明

*資料1 栗東市人権擁護計画実施計画①施策体系一覧・評価一覧＜2025年度版＞

*資料2 栗東市人権擁護計画実施計画②分野別・各課回答<2025年度版>
～事務局より説明～ (担当：山下)

(会長)

資料2 分野別・各課回答 2025（令和7）年度の各課における実施計画取組状況に基づいて、皆様から事前にご意見ご質問をいただいておりますので、「意見質問一覧」に基づいて、議事を進めてまいりたいと思います。委員の皆様からのご意見等がございましたら、事務局の回答のあと、名前を言っていただきましてご発言をお願いしたいと思います。

(会長)

「意見・質問一覧」のNO.1 分野4「共通」に対し、G 委員さんからご意見をいただきました。

(事務局)

近年インターネットやSNSの普及に伴い、簡単に情報を発信、拡散することが可能になりました。メディアの情報をそのまま受け取るのではなく、常に自分で考え、確認するスキルが持てる研修の機会の提供や啓発を繰り返し行ってまいりたいと思っております。

(G 委員)

去年の話ですが、総務省を名乗る方から詐欺の電話があり、1週間後に栗東市内の30代の女性が同じ詐欺電話によって7万円を取られたニュースが報じられました。情報がたくさん流れてくる中で、真実をしっかりと判断すること、自分はどうするべきかということを知りたい市民の皆さん、そして子どものときから取り組みいただくことは必要不可欠だと思って、あげさせていただきました。

(会長)

身近な話からご意見いただきありがとうございます。
次に進めさせていただきます。

NO.2 分野9「部落差別」への意見です。事務局より回答をお願いします。

(事務局)

今回のこの回答につきましては、12月末時点の回答ということになっておりましたので、人権問題に関する市役所内職場研修の実施率というのが、44.4%ということで決して高い数値となっております。しかし、今年度中に各課で実施するよう周知を重ねてまいりますということで人事課からもご連絡いただいておりますし、つい先日、インフォメーション

で今年度中に必ず職場研修を行うようにとの案内がございました。

(会長)

こちらについては私が書かせてもらいました。業務が忙しい中で、約半数の44%が達成できたということですが、なかなか50%を超えないところが難しいです。

業務が忙しいことはわかるのですが人事課で指揮を執ってもらっていて、ここの回答にあがっている数値を見ると、年度の終わりにすることが多いので抜けてしまうことがあるかと思います。しなければいけないことを、各部署でしっかり認識を持ってもらうことが大事だと思います。来年度におきましては、50%を超えるよう、お忙しい中ですが、あと一歩というところをお願いできればと思います。

(会長)

この件について他に皆様ご意見、よろしいでしょうか。ないようですので、NO.3分野34「部落差別」にご意見をいただいています。事務局より回答をお願いします。

(事務局)

ひだまりの家から回答いただきました。今の取り組み状況があまり目標に届いていなかった理由は、例年秋に人権学習として校外学習も兼ねて、小学生がひだまりの家を訪れるのですが、今年度は国スポ障スポが秋に実施されたことから、バスの予約等も難しいこともございました。そういったこともあり、1月以降に時期をずらして来られる学校が増えているということでご報告をいただいています。2月中旬までには、市内の小学校9校に対して全18回の研修を実施する予定ですということで、報告をいただいております。

(会長)

ただいまの回答について何かご質問、ご意見ございましたら、よろしく願いいたします。

(副会長)

ひだまりの家運営審議会でも同じ意見が出ており、できれば作成時にそのような旨を書いて提出していただければわかりやすいと思いますので、また検討していただければと思います。

(事務局)

12月末までや1月末までの範囲でしたが、見込みがある場合は見込みも書いていただくよう今後確認していきたいと思います。

(会長)

この件についてご意見よろしいでしょうか？

ないようですので、次に進めさせていただきます。

NO.4・5 分野 36「部落差別」への意見です。事務局より回答をお願いします。

(事務局)

NO.4 ですが、今年度より、自治会が主体的に学びを進めてもらえるように地区別懇談会の実施方法を見直してまいりました。名称もじんけんミーティングの名前で実施をしております。講演会参加型、資料回覧型、懇談会型の3つのコースを設定しまして、自治会の実情に合わせてコースやテーマを選択していけるようにしてきました。報告書を見ていますと回覧型を選択されている自治会が多く見られております。資料回覧については、より学びの多い資料となるように内容を工夫して作成していきたいと思っております。また、懇談会型を選らばれている自治会もございますので、外部講師の派遣、人権教育指導員の派遣、DVDの貸し出し等を継続して学びたいという自治会を支えていきたいと考えています。

NO.5 ですが、社会人権教育推進員の説明会を6月に実施しております。その際、ミニ研修を取り入れており、取り上げた題材をじんけんミーティングのテーマとされた自治会もありました。今後も人権尊重の意識を高め、実際に役立つ話題を提供できる機会としていければと思っています。今年度の実施状況につきましては、社会人権教育推進員から活動報告書を今年度中に出していただくことになっております。その中で実施状況を確認しており、中身を分析してまいります。

(会長)

ただいまの件について、何かご質問ありましたらお答えください。

人権擁護課担当で、住民への浸透及び把握は難しいというのはその通りかと思っております。

地区別懇談会も時代の流れで変わるのも一つかと思っております。

事務局が言うておられるように、自治会で回覧をし、皆様に人権問題について認識を持ってもらう必要があり、チラシもカラフルにするなど目につくようにされています。

また、さきらでの講演会も高齢者は、なかなか行けない状況にあります。講演会が終わった後で、講演の内容を地域の皆様に発信ができればと思いました。今年度の地区別懇談会は、住民からすれば8割から9割は楽になったという意見が多かったと思っております。人権問題について途切れないよう講演があった後は、人権だより等の何らかの形で掲載してもらえればと思いました。そうすれば、講演会にも、参加する方が一人でも増えるかなと思いました。

(D 委員)

以前の地区別懇談会の折には、私も現職でありましたので講師という立場で参加させていただきました。地域によって他の行事と合わせて少しでも参加者が多くなるような工夫もされておられました。今回、選択制で回覧をする地域が予想通り多くなったと思っています。それぞれ選択された方法の良かったところ、課題であるところをもう一度検証していただ

いて、自治会が今年取ったやり方を固定化しないでその結果を吟味しながら、推進員が柔軟性を各地域で持っていただけるようご指導いただけたらと思います。

(会長)

私も固定化をしないことは大事だと思いました。

(E 委員)

私の自治会は、DVD を見ながら、話し合いをする形をとりましたが、実は回覧という話が出ました。「回覧を選択した場合、すぐに隣の家に回すよ」という話がでて、みんなが目を通して、しっかり理解してもらえるような形になるのか、ということをお話ししました。今、お2人も言われたように各自治会で同じような選択が何年もされている場合、自治会の方で再度やり方を考えてくださいという指導をしてもいいのではと思っています。

(事務局)

実際、回覧コースを選択されたところで、良さを伝えられているところもある一方、回覧では物足りなかったという自治会もあります。資料が回ってくるだけでは、今までやっていた学びがない。簡単に隣の家に回らないような工夫をしていく必要があると思いました。資料の中身も見ただけのような中身にしていきたいと思います。また、集まって学ぶ良さを自治会の方に伝えながら、6月の説明会を実施していきたいと思っています。

(会長)

この件についてはご意見がないようですので、次に進めさせていただきたいと思います。NO.6 分野 53「部落差別」の項目ですが、こちらは後ほど皆様と少し協議する時間を持たせていただきたいと思いますので、先に進ませていただきたいと思います。NO.7 分野 87「子ども」へのご意見です。事務局よろしく申し上げます。

(事務局)

生涯学習課へのご意見ということですのでさせていただきます。
生涯学習課からは、青少年の進路の多様化が進む中で無職少年の実態把握を行い、非行や犯罪の防止に努めていきますということで回答いただいております。
特に闇バイト等での若年者の違法行為や SNS 等を利用した性被害防止に尽力していきますということで、今後も少年センターをはじめ各課と連携して取り組みを進めていくということで回答をいただいております。

(G 委員)

子どもの件に関してですが最近のニュースを見ていると、20歳前後の青少年がいつも簡

単に人を刺したり殺したりしている事件が多発しています。その子にとって貴重な人生の途上です。一番大事なときに自分の人生を狂わせてしまうことがないようにということと、少子高齢化時代において青少年は、日本の将来を担っていってくれる貴重な存在です。私達は子どもたちが持てる力、個性を存分に生かして社会の担い手として、明るい日本、温かい郷土を作ってくれるような取り組みを少年センター、中学校や高校、あるいは企業、本人、ご家庭にいろいろ働きかけて懸命なご努力をしてくださっているのを感謝する次第ですが、各地域でも若者を大事に育てていく意識を少しでも持っていただければと思い書かせていただきました。

(会長)

皆様に説得がある話を聞かせていただきましてありがとうございます。
次にいかせていただきます。

(事務局)

NO.8につきまして、評価が3になっていますが、生き方カフェについて、今年度、計画通り3回実施しました。しかし、出前トークの利用見込みも予定を8回で設定をしていましたが、そこには達していなかったことで評価3としたということで長寿福祉課より回答をいただいています。在宅療養、看取りに関する啓発について、出前トークや生き方カフェについて引き続き実施するとともに、広く利用していただけるよう、市ホームページ等で広報していきたいと考えていることで回答いただいております。

(副会長)

評価が下がった理由というのをどこかに記載していただければそれで終わりますのでお願いしたいと思います。今の在宅医療の方向性があると思いますので、各自治会や団体でいろいろ啓発する方法を検討していただければと思います。

(事務局)

長寿福祉課の方にいただきましたご意見を伝えさせていただきます。

(会長)

続きまして、NO.9 分野 108 「障がいのある人」について事務局お願いいたします。

(事務局)

NO.9 について障がい福祉課に確認しましたところ、窓口では筆談ボードの設置など、筆談での会話が気軽にできるように設置をしていることで聞いておりますが、ろう者の中には

日本語が得意ではない方もおられるために、社会福祉課に設置している「みえる通訳」を活用し、手話通訳者不在時でも手話の使いやすい環境を整えています。引き続き、手話通訳者の募集は行いますが、応募のない状況が続いている現状から、人員配置以外での取り組みも含め、次期計画の見直しの際に目標設定を検討しますということで回答いただいております。目標設定が2人配置という設定になっておりますが、来年度からは、手話通訳者の目標設定自体を少し見直し、ご意見いただいていたAIの活用もその目標の中に入れていければという回答いただいております。

(会長)

どうして評価2のままなのかと思います。目標値がどうこういうよりも、職員が2人いないといけないのに、現在職員は1人しかいない。見直しをするということで2名から1名にするのは住民サービスに影響がある。担当課としては住民に対してもどういうふうにしておられるのか回答を聞いて思いました。

(事務局)

正規の職員の配置は、募集をかけていても希望者がいない状況ですが、今は会計年度任用職員のポジションを置いていく対応や、デジタル化で遠隔で使えるシステムも導入しているので、正規職員の配置ができていないということについて、評価2をつけたと聞いております。

(会長)

正規職員であろうが会計年度任用職員であろうが、名前が違うだけで仕事をしていることは一緒ではないのですか。それとも人がいないから予算をつけてもらい、AIでもやっていくのかなと思いました。住民サービスの低下に繋がらないのであればそれでいいですが、以前から住民サービスの低下に繋がるからこそ2人を要望しているものだと思います。

(F委員)

実際に手話通訳者を募集するが1名しかいないので1名しか置いていないのもわかります。先日、手話の調査を実施したところ、他の市町でも手話通訳をされている方は、1名しかいないと思います。栗東市だけで考えるのではなくて、各市が協力しながら、やっていただいてもいいかと思います。手話は特殊な技術が必要なので、私も勉強していますが、5年6年経っても全然できない。真剣に勉強しないとできない技術だと思いますので、各市だけで考えるのではなくて、滋賀県全体の中で考えてもいいかと思います。市としては、会計年度任

用職員がおられても手話通訳が必要な方は10分しか来なかった場合、10分だけに賃金を払うのですかという問題につながりますので、県全体で障がい福祉課が集まって、どういうふうに対応していくのか話し合いをしないと解決できない問題だと思います。

(部長)

障がい福祉課に確認はしていませんが、担当課の障がい福祉課からすれば、2名は必要で、資料と照らし合わせると目標としては2名置きます。しかし、会計年度任用職員も含め、募集は常にしているがいない状態。だから、結果として1人なので、評価で言えば、2という数字をつけざるを得ない。決して2人必要なところを1人しか予算を見てないわけではない。結果として1人しかいないので、目標を達成していないから2というのをつけざるを得ないということです。

(会長)

5段階評価で2とはどういうことかと思いましたが聞かせてもらいました。担当課の方にもこれからも良い方向に進んでいき、住民サービスの低下にならないようお願いしたいと思います。

(部長)

県内で手話通訳の資格を持っておられる方の分母が少ないため、取り合いになっています。正規職員の若い方もおられず、会計年度任用職員の立場になると年齢が高くなる。担当課も福祉関係の大学に行って営業はするものの分母が少ない状況だと思われます。

(F委員)

方向性をつけどうしていくのかを書いてもらいたい。

(会長)

担当課は文章にするのが難しく、直接話をすれば、理解ができる面があると思いますが、山中委員が言われたことも含め、難しいところがあると思いますので、F委員の意見も大切にいただきながら、前向きに取り組んでいただきたくお伝えをよろしく願いいたします。

(事務局)

今回の件、ご意見いただいたこともお伝えしていきたいと思えます。

(副会長)

今後、障害福祉計画策定委員会や障がい者の住みよいまちづくり委員会の会議もあり、毎回これは課題になって担当者からも今の状況を聞いていますので、これについては確認して進めていきたいと思います。

(会長)

それでは次に進めさせていただきます。No. 10 分野 145 「インターネット」について事務局の方からお願いをいたします。

(事務局)

2025年4月に施行されました情報流通プラットフォーム対処法について令和7年12月の広報折り込みで啓発紙を発行いたしました。また、それらの啓発紙やホームページを用いて、市民への啓発・周知を努めていきたいと思っています。国の要請をする機会はなかなか現在のところはございませんが、インターネット上の誹謗中傷などの権利侵害について被害者から発信者情報の開示や内容削除等の相談を求められた場合には、法務局や人権センター等関係団体と対応の迅速化に向けて、被害者と協力体制を図っていきたいと思えます。また、子どもたちに対しては、人権擁護委員によるスマホ・ネット人権教室の開催や、SOS ミニレターの配布を行っております。各学校におきましては、実態に応じて、情報モラルや情報リテラシーに関する事業の実施をしているということです。

(副会長)

インターネット上では、誹謗中傷やプライバシー、あるいは人権に対する侵害事象がいろいろ出ていますので、人権擁護計画では周知をすると定められていますが、市や県とかのレベルでは、紹介のみに終わってしまうというような状況だと思います。国が SNS 上での人権侵害に対して、きっちりと法律を定めて、その対応ができるような形、例えば文章を消すというようなことも個別にはありますが、仕組みを作って実行していくことが必要ではないかと思質問をしました。その辺のところを市と県であわせて国の方に十分に要望をしていく必要があると思いますので、検討していただければと思います。

(会長)

今言われたようなことで、いろいろな必要なことを考えていただくというようなことで、よろしくお願いします。

(会長)

C委員、この件について人権擁護委員の立場で何かご意見ありますでしょうか。

(C 委員)

人権擁護委員としての活動の一環で、各学校園で人権教室を行っております。これは未就学児、幼稚園保育園、こども園を含めての活動を行っております。未就学児の子どもたちに対しては、理解が難しいところもありますが、小学校の児童については、スマホ・ネット人権教室等または人権教室の中で、インターネットへの誹謗中傷をわかりやすく説明しています。さらに SOS ミニレターを配布して、書いてもらったら、人権擁護委員が法務局と相談しながら、返事を書くようなことをしております。幸いなことに、人権擁護委員としては、成果は見出されていると思っております。

(会長)

これからも成果が出せるように、ますますお願いいたします。

最後の No. 11 分野 158「さまざまな人権問題」ということで事務局の方からお願いいたします。

(事務局)

生涯学習課では、社会を明るくする運動と言われるものがあり、そういった部分も含めて、回答いただいておりますが、罪を犯した人の更生をみんなで支える社会を目指し、この活動の目的を多くの人に知っていただけるように啓発を続けていきますということで、回答をいただいております。

(G 委員)

A さんは土木関係の仕事をしておられて、雇われた少年がやめたいと言ったので、暴力で辞めさせないような手段に出られ 8 年前に新聞やテレビで報道されました。

A さんは、執行猶予中でしたので、刑務所に行くことが確定し、お母さんが面倒を見に来られたが、わからないことが多くて戸惑われました。しかし、地域の PTA の方が「できるときに PTA の活動に参加して下さったらいいですよ。お母さん無理しないでね」というように言ってくださいました。世間では冷たい目もありましたが、3 人の子どもたちは学校のみんなから父親のことについて一切触れられることなく、温かい交友関係が続き、中には別のお母さんが外出に誘ってあげることもありました。私が学校へ読み聞かせに寄せてもらったりしていると、どの子もそれぞれ元気いっぱい、明るい雰囲気です。学校生活を送っていたので、保護者と子どもたちへの人権教育が行き届いていて、この子たちがすくすくと成長してくれたことが、人権教育のあらゆる場での成果の結果だと嬉しく見させていただいております。この長男は、4 月から大学生になって頑張ってくれるので、自分の孫のこのように嬉しい気持ちで喜んでおります。

(会長)

例を挙げて本当にいい話を聞かせていただき、ありがとうございます。

(C 委員)

実は過日、保護司の団体の方と意見交換をする機会を持たせていただきました。

保護司は、罪を犯した皆様を見守っていく仕事をされております。残念な結果もありましたが、そういったことも含めながら、活動されていると聞きました。

人権擁護委員は、児童や生徒に人権教育をしています。人への思いやりや気持ちを育てていただければ成人になったときも、罪を犯す前の抑止力につながると思います。

(G 委員)

新聞報道の中に元暴力団〇〇と書いてあったが、せつかく子どものためにも地域で生きていくためにも、暴力団を退会しようということを繰り返し言って、暴力団を退会した。しかし、事件が起きたときは、元暴力団員〇〇という報道だったので、新聞社にすぐに私が抗議の電話をしたら、警察発表の通りですというように言われたので、某警察署まで行って、署長に出会い今後いろいろお考えいただいて新聞発表にさせていただけると助かりますというお話だけさせていただきました。

(会長)

2人から涙が出るようなお話をきかさせていただきありがとうございます。

次、進めさせていただきたいと思います。

(事務局)

市の職員の人権を守る現状と取り組みについて、栗東市では市の職員の人権を守るために職員向けの相談窓口の設置や定期的な研修による意識向上を行い、ハラスメント対策も行っております。私達の職員の名札につきましても、昔はネームと顔写真がついていましたが、今は、名刺だけの表記になっており、名前を見つけて問い詰められることや追い込まれることがないように名刺の変更やカスタマーハラスメントのポスターを掲示して、安心して働ける環境作りに努めているなど人事課でも取り組みを進めていただいています。園での過度な保護者からの要求に対する対策としては、入園時に重要事項説明書のお渡しをされています。カスタマーハラスメント防止の項目で、「子どもや保護者や地域社会との信頼関係を築き、保育教育の質を高めるため、カスタマーハラスメント対策基本方針に基づいて対応します」という一文を入れていただいております、保護者にも事前にお伝えをされているとの取り組みを聞いております。

(D 委員)

年1回教育委員が学校・園訪問をさせていただいています。現場の頑張りどころを重点事項または課題ということで聞かせていただいています。その中で保護者のクレームに疲弊していますという意見を現場からお聞きしています。直接子どもや市民と関わっていただいている行政の方々が明るく元気な心情でないと業務を全うできないと思いました。栗東市や滋賀県ではないと思っているのですが、他県では最近頻繁にそういった事例が出ています。栗東市としても対応をさせていただいているのはわかっているのですが、窓口相談についても形骸的にならないように個人のプライバシーを十分尊重していただきたいと思っています。現場における保護者からの電話の場合、外線の際は録音させていただきますという放送が流れます。また、保護者対応で非常に感情的な場合は、録音させていただきますと録音機を置いて、保護者と対面する。そうするとやはり冷静な状況になってくださる例が多いと聞いています。また、あまりにも外部に対して過激な保護者に対して来年度から1名専門の職員を入れていただいて、その対応にあたるということも教育委員会の定例会で聞かせていただいています。人権侵害が職員に行かないようにということで、質問させていただきました。

(会長)

どうもありがとうございます。

先に進めさせていただいてよろしいですか。

続きまして、先にありましたNO.6 分野53「部落差別」について事務局よろしく願いいたします。

(事務局)

市で毎年実施しております人権啓発リーダー講座におきまして「インターネットと人権」をテーマとした講座を必ず毎年実施しております。インターネットにおける人権問題というのは、外国人に対するヘイトの書き込みや被差別部落に対する地域を特定する動画やアウティングなど、複合的に関連していることが多く見られています。人権問題を扱う研修会では、インターネットやSNS上の差別問題の状況についても触れながら、啓発を進めており、今後もこの点は大事にしていきたいと考えております。

(F 委員)

啓発を進めていきますと記載がありますが、具体的にどういう啓発内容でどんなふうになっているのか。

(事務局)

12月に啓発冊子を全戸配布し、情報流通プラットフォーム対処法という法律が新しくでき、

誹謗中傷に対してどこに相談したらいいのかわからなかったところを相談できるようになってきたことを市民に啓発しました。講座の中でも、インターネットは突然自分が犯罪者にされることがあるとか、インターネットの中で差別を知ってしまうとか、本当のように捉えてしまうという情報モラルも含め、啓発を進めているところです。

(F 委員)

小・中学校でということですか。

(事務局)

学校では先ほど人権教室の話もありましたが、子どもたち一人一端末を持っておりまして、それを使うときには個人情報あげないことや勝手に情報をアップしないというところもきっちり学んだ上で、使っております。リーダー講座は、小中学校向けではなくて一般向けになります。広く市民を対象に講座を開かせていただいております。広報紙につきましては全戸配布で配布しております。広報紙、リーダー講座、講演会等、いろいろなところで取り上げていくように啓発しております。

(F 委員)

広報を見させてもらっていますが、自分の関心がないところは見ない部分があります。この間、私の職場で配布した書類をこれ捨ててもいいのですかということをお聞かせいただきました。関心のないものについては、チラッと見て廃棄してしまうので、どれだけ啓発をしてどれだけ効果があるのかを検証してもらいたいと思います。インターネットのホームページにも載せていますというお答えもたくさんあるのですが、インターネットのホームページをどれだけ見られているのかを検証してほしいと思います。国税局からのラインのように2時間おきに連絡が来るようなことをしないと皆様の目に留まらず関心がなくなってしまう部分がある。どうやったら関心を持ってもらえるのかということを考えて啓発して欲しいと思います。

(事務局)

市のLINEの方でも人権週間のバナー広告という形で出させていただきました。どういった啓発が一番目に留まるのか、本当にいろんな方法でやってみて効果を探っていく必要があることを感じております。

(会長)

確かに発信している方は意識があるが、受け取る方は自分に関心のあるものは見るけれども関心がなければ見ないことが人間の心理だと思います。

(C 委員)

今、F 委員のおっしゃったようなところは理解しておりますので、やっていかざるを得ないと思っております。ただ、人権擁護委員としての立場からお話させていただくと、人権教室について、長年人権擁護委員をやっていますが、委嘱当初はあまりこういう問題はなかった。ところが、ここ数年でインターネットといじめといった問題が出てきておりますので人権教室に行ったとき、特に小学校の6年生はすごく多感な時期であり不安な時期です。そんなとき誰にも頼れず、相談もできない人は SNS を触ってしまう。その触り方がすごく人を傷つけるようなことになるので、それは注意するようというところは授業でお話しております。そして、先ほどおっしゃった検証については、なかなか数字に表れてこないのが現実です。ただ、人権擁護委員は、そういった検証をして数字が出なくても人を傷つけることが少なくなっていくことに希望を持って活動していることをこの場でご披露させていただきたいと思いました。

(会長)

人権擁護委員もいろいろな工夫をしながら発信しておられるということで、人権に関する問題は心の問題もあると思っておりますので、一人一人の認識が高められるようにやっていただきたいと思っております。どうもご意見ありがとうございます。

次に進めさせていただきたいと思っております。

それでは(3)、「人権問題に関する市民意識調査」の結果報告について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

別紙 市民意識調査の結果 概要版により説明

(会長)

ご質問などございませんか？

(会長)

今回の調査の特徴はありますか。

(事務局)

今回の特徴は、差別を受けた人の悔しさはとても他人事とは思えないところが全調査の中で一番伸びが大きかったです。前回 62.7%が 79.7%まで増えています。コロナやハラスメントの問題、コンプライアンスの遵守など、この5年間で世の中が変わってきている中で、人々の人権を守る、守られる意識というところが非常に高まってきていることがわかります。同じように2番のところも「差別をとまなくそうとする態度を身につけたい。」そし

て「差別をしないように人権意識を高め、日常生活に生かしたい」というところが市民の中に浸透してきていると感じております。もちろん課題もたくさんありますが、こういった意識が大きくなってきているところは、特徴と感じております。

(会長)

今見たばかりでなかなか質問も出にくいと思います。また次回のときに話し合うことでよろしいでしょうか？それでは、これで協議は終了し、進行について事務局へお返しします。

(事務局)

本日は貴重な意見等ありがとうございました。閉会のあいさつをお願いします。

閉会

～副会長あいさつ～